

自転車の違反に導入!

交通反則通告制度(青切符)

令和8年
4月1日から
始まるねり



©2011 練馬区ねり丸

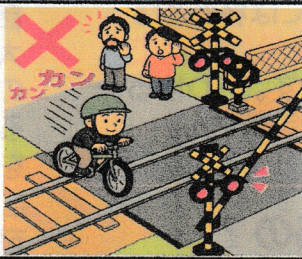
警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

交通反則通告制度の対象となる違反行為の例と反則金額

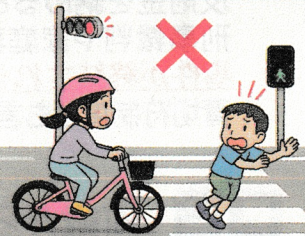
携帯電話使用等
(保持)
12,000円



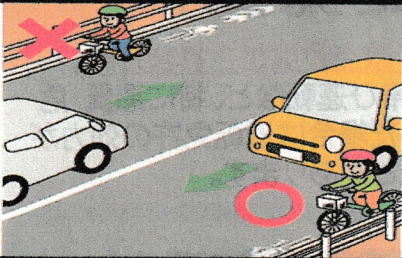
遮断踏切立入り
7,000円



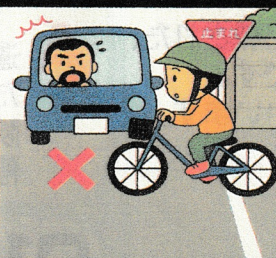
信号無視
(赤色等)
6,000円



通行区分違反
(右側通行)
6,000円



指定場所
一時不停止等
5,000円



公安委員会遵守事項違反
(傘さし)
5,000円

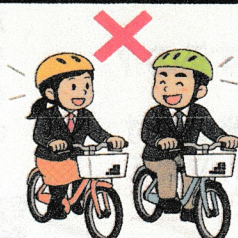


公安委員会遵守事項違反
(イヤホン・ヘッドホン)
5,000円

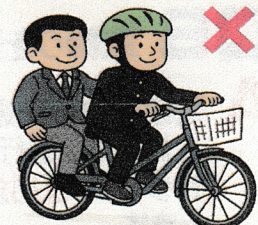


※ 安全な運転に必要な音または声が聞こえない場合

並進禁止違反
3,000円



軽車両乗車積載制限違反
(二人乗り)
3,000円



交通反則通告制度(青切符)の対象は16歳以上となります。

関連のホームページ

出典:警察庁ウェブサイト・警視庁ウェブサイト

警察庁サイト



警視庁サイト



練馬区交通安全課、練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署



Q&A 交通反則通告制度編

第8版

3月1日

Q1 4月1日から何が変わるの？

A 自転車の運転者が交通違反をした後の**手続きが変わり**、交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が導入されます。
自転車に関する交通**ルールは変わりません**。

Q7 反則金を納付しないと

A どうなるの？
反則金の**納付は任意**です。
納付しない場合は、刑事裁判などの刑事手続きに移行します。

Q2 交通反則通告制度ってなに？

A 運転者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の**審判を受けないで事件が終結される**という制度です。いわゆる青切符制度とも言われ、前科もつきません。

Q8 なぜ交通反則通告制度が導入されるの？

A 自転車が関与する事故が後を絶たず、自転車利用者のルール、マナー違反も大きな社会問題となっています。自転車の安全利用を促し、交通事故を減少させるため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しており、これを迅速に処理することにより、実効性のある責任追及を可能とし、**自転車に関与する事故の抑止を図るため**に導入されます。

Q3 何歳から対象になるの？

A 交通反則通告制度は、**16歳以上**が対象です。

Q9 運転免許を持っているけど、点数はどうなるの？

A 運転免許の**行政点数は付されません**。
ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

Q4 青切符ってなに？

A 反則行為となる事実の要旨等が記載された、**違反者に交付される青色の用紙**です。
正式名称は「交通反則告知書」といいます。

Q10 交通違反を繰り返すとどうなるの？

A 青切符の交通違反とは別に、**自転車運転者講習の受講**が必要となります。(14歳以上が対象)3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることとなります。都道府県公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください。

Q5 反則行為ってなに？

A 信号無視などの違反行為を**警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるもの**です。

Q6 取締りを受けた後は、なにをするの？

A 警察官から交通反則告知書と納付書が交付されます。銀行や郵便局の窓口で納付書を持参して、**反則金を納付すると手続きが終了**します。



詳しくはこちら

警視庁ホームページ

【交通反則通告制度】

©くまみね



耳とともに。人とともに。
OR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁交通課
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

